

## 令和5年度学校給食費無償化の実施に関する覚書

区立学校において学校給食を実施する杉並区（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_学校における学校給食費管理者（以下「乙」という。）とは、令和5年度杉並区立学校給食費無償化実施要項に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

### （目的）

第1条 少子化が加速する中で子育てを社会全体で支える視点から、甲が学校給食費無償化を実施することにより、子育てにおける経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### （基本的事項）

第2条 甲は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費に相当する費用（以下「学校給食費相当分」という。）を負担し、乙は学校給食費の執行管理を行う。

2 乙は、前項の規定により甲が学校給食費相当分を負担した場合、保護者に対して、学校給食費を求めないこととする。

3 乙が管理する預貯金口座の入出金に当たっては、学校給食に係る入出金の記録が確認できるよう、学校給食に係る経費以外の経費と明確に区分することとする。

4 乙は、第1項の規定により交付を受けた学校給食費相当分を適切に管理し、学校給食の実施以外の用途に使用してはならない。

### （実施期間）

第3条 本覚書により甲が実施する学校給食費無償化は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間とする。

### （費用負担等）

第4条 甲は、甲が定める請求期限の属する月の1日現在に在籍する当該校の児童及び生徒の人数分（ただし、食物アレルギー等により、学校給食を提供しないことが明らかな児童生徒の人数を除く。）の学校給食費相当分を交付する。

2 乙は、前項の規定による児童及び生徒の人数分の学校給食費相当分の交付について、甲が別に定める標準給食費及び標準給食回数により学校給食費相当分を算出し、甲が別に定める日までに「杉並区立学校給食費負担金請求書」により甲に請求するものとする。

3 甲は、前項規定による請求に基づき、給食を実施する月の20日までに、乙が管理する預貯金口座に学校給食費相当分を振り込むものとする。

(実績報告)

第5条 乙は、学校給食を実施した月の翌々月の甲が別に定める日までに、杉並区立学校給食費収支報告書に次に掲げる書類の写しを添えて甲に提出するものとする。

(1) 前条の入出金額の出納を明らかにした帳簿

(2) 食材料を購入した業者への支払総額が確認できるもの（請求書及び納品書等、食材納入業者が発行するものを除く。）

(3) 乙が管理する預貯金口座における入出金額が確認できるもの

(実施期間終了後の報告)

第6条 乙は、第3条の実施期間終了後、甲が負担した学校給食費相当分の収支を明らかにするため、「学校給食の手引き（平成21年3月）」に定める会計報告書を甲に提出するものとする。

(学校給食費相当分の返還)

第7条 乙は、前条の会計報告書により甲が負担した学校給食費相当分に残余が生じた場合又は第2条第4項の規定に違反した場合は、甲が定める期日までに、当該残余の額又は学校給食の実施以外の用途に使用した額を返還しなければならない。

(協議)

第8条 本覚書に定めるもののほか、甲による学校給食費無償化の実施に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙との間で協議することとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年10月1日

(甲) 杉並区  
杉並区阿佐谷南一丁目15番1号  
杉並区教育委員会

(乙) 学校給食費管理者  
杉並区立\_\_\_\_\_学校  
校長 \_\_\_\_\_